



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ウイン・パートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 秋沢英海
(東証第一部 コード番号：3183)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 村田裕可
(TEL 03-6895-1234)

定款の一部変更に伴うお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 25 日に開催予定の第 2 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、本年 6 月 25 日開催予定の第 2 期定時株主総会の承認を前提に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行います。

その他、今後の事業展開に備え、事業目的の追加を行うとともに、一部文言の整備を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 25 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理すること、並びにこれらに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。
(1) ~ (2) (号文省略) (新設)	(1) ~ (2) (現行どおり)
(3) 医療機器・医薬品および医薬部外品の販売に関するアドバイスおよびコンサルティング	(3) <u>再生医療等製品の販売</u> (4) <u>医療機器・医薬品・医薬部外品および再生医療等製品の販売に関するアドバイスおよびコンサルティング</u>
(4) ~ (12) (号文省略)	(5) ~ (13) (現行どおり)
第3条~第13条 (条文省略)	第3条~第13条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、 <u>計算書類および連結計算書類</u> に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条~第17条 (条文省略)	第15条~第17条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 (新設)	第18条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。
2. (条文省略) 3. (条文省略)	2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (条文省略) (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 27 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 (条文省略)
(新設)

(社外取締役の責任限定契約)

第 30 条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の設置)

第 31 条 当会社は監査役を置く。

(監査役の数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (現行どおり)
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当会社は監査等委員会を置く。

(削除)

<p>(<u>監査役の選任</u>) <u>第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>) <u>第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会および常勤監査役</u>) <u>第 35 条 当会社に監査役会を置く。</u> <u>2. 監査役会は、その決議により、常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議</u>) <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>) <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>) <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第 42 条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 47 条～第 52 条 (条文省略)</p>	<p>第 40 条～第 45 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 1 条 当社は、第 2 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 第 2 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</p>

以上